

婚姻届

受理	平成	年	月	日
第				号
送付	平成	年	月	日
第				号



平成 年 月 日 届出

来館日 もしくは郵送日 を記入して下さい。

在マルセイユ 日本国 大使館 総領事 殿

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附	票	住民票	通	知
------	------	------	-----	---	---	-----	---	---

(1)	(よみかた)	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
	生 年 月 日	1980 年 5 月 5 日		昭和 55 年 10 月 10 日	
(2)	住 所	フランス国 プレジテローヌ県 マルセイユ市		同左	
		ハンブルグ通り 70 番地 番 号		番地 番 号	
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	フランス		東京都 千代田区 霞が関	
		番地 番		2丁目 2 番地 番	
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	父 マルタン、アドルフロード		父 山田 一郎	
		母 デュボン、ソフィー・マリーズ		母 民子	
(5)	同居を始めたとき	平成 22 年 5 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
		初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input checked="" type="checkbox"/> 離別 17 年 4 月 10 日)		初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)	
(7)	同居を始める前の 夫婦のそれぞれの 世帯のおもな 仕 事 と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持つている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人 から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年 未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
		(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業	
		平成 23 年 1 月 22 日 フランス国 の方式により婚姻成立、マルセイユ市長 作成の 婚姻証書添付。			
届 出 人		夫		妻	
署 名 押 印		印		山田 洋子 印	

事件簿番号 例 70, avenue de Hambourg
 (届出人の連絡先及び電話番号、連絡先を仏語表記で必ず記入して下さい) 13008 Marseille
 tel: 04.91.16.81.81
 印鑑又は拇印 (右手の親指)

記載注意事項

(1) 氏名 : 外国人配偶者の名は、婚姻証明書、国籍証明書等に記載されているフルネームを、略さず記入してください。また、名の一部に(・)(=)(,)等の符号や記号は使用できません。(例えば、左記載例の場合は、「ミッシェル、クロード、ジャン」や「ミッシェル＝クロード、ジャン」とは記入できません。)
日本人の氏名は、戸籍に記載されている漢字通りに記入してください。

生年月日 : 日本人には元号、外国人には西暦を使って下さい。

(2) 住所 : 県名のカタカナ表記は、「仏国県名カタカナ表記一覧表」を参考として頂き、訓令の通りお書き下さい。

世帯主の氏名 : 外国人の氏名は、氏、名 の順にカタカナで記載し、氏と名の間に(,)を付して区別して下さい。

(3) 本籍 : 外国人配偶者の場合は、国籍のみお書き下さい。

父母の氏名 : 上記(2)、「外国人の氏名は…」をご参照下さい。

(4) 婚姻後の夫婦の氏 : 外国人との婚姻の場合は、「印」はつけないで下さい。

新しい本籍 : 結婚する人が戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい本籍地が作られますので、希望する本籍地をお書き下さい。現在の本籍地から別の場所へ変える場合は、あらかじめ、「本籍地表記」を日本の市役所とご確認ください。(住所表記と本籍地表記は必ずしも一致していません。)
なお、本籍地は日本国内にしか設置できません。

(5) 同居を始めたとき : 元号を使ってください。

(6) 初婚・再婚の別 : 再婚の時は、前回の婚姻について書いて下さい。

(7) 同居を始めたとき : 元号を使って下さい。

届出人 署名押印 : 外国人配偶者の署名、押印は必要ありません。

※欄外(届出人の連絡先及び電話番号)は必ずご記入下さい。

※届け出用紙右側の「証人」欄は、記入の必要はありません。